

「週休2日」工事実施要領(一般土木工事編)

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市が執行する建設工事等（港湾事業、営繕事業を除く）において、「週休2日」工事を実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 建設業界においては、若手技術者の入職が減少し、将来にわたる安全安心な社会資本の維持に支障が生じるおそれがあることが懸念され、中長期的な担い手の確保・育成が大きな課題となっていることから、建設現場の将来の担い手確保のため、労働環境改善の取組として「週休2日」工事の実施を推奨する。

(対象工事)

第3条 対象工事は、原則として薩摩川内市が所管する事業（港湾事業、営繕事業を除く）の全ての工事とするが、社会的要請により早期の完成が望まれる災害時の応急工事等については、対象外とすることができる。

(発注形式)

第4条 対象工事については、原則として、「週休2日（現場閉所型）」の完全週休2日（週単位の週休2日）を実施するものとし、工期や現場条件の制約等により現場閉所を行うことが困難な工事については、「週休2日（現場閉所型）」の月単位の週休2日、通期の週休2日、または「週休2日（交替制）」（週単位、月単位、通期）とすることができる。

2 発注者は、特記仕様書に「週休2日」工事である旨を明示するものとする。

(週休2日の定義)

第5条 本要領における週休2日の定義は下記のとおりとする。

(1) 週休2日工事

週休2日（現場閉所型）工事及び週休2日（交替制）工事の総称をいう。

(2) 週休2日（現場閉所型）工事

1) 週休2日

① 完全週休2日（週単位の週休2日）

対象期間の全ての週において、現場閉所を土日に指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

なお、週の定義は月曜日から日曜日までとする。

また、夜間工事の場合、週7回の夜間工事のうち、土曜日から日曜日へ跨ぐ夜間、

日曜日から月曜日へ跨ぐ夜間で現場閉所が行われていれば、完全週休2日を達成しているとみなす。

② 月単位の週休2日

対象期間内の全ての月において、現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

③ 通期の週休2日

対象期間内において、28.5%以上となる現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨・降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

2) 対象期間

工事着手日から工事完成日までの期間をいう。ただし、次に該当する期間は含まない。

- ① 夏季休暇3日間及び年末年始6日間
- ② 工場製作のみを実施している期間
- ③ 工事の全体を一時中止している期間
- ④ 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

3) 現場閉所

巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

4) 現場閉所率

対象期間内の現場閉所日数 ÷ 対象期間の日数

(3) 週休2日（交替制）工事

1) 週休2日

① 完全週休2日交替制

対象期間内の全ての週において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日数の割合（以下「平均休日率」という。）が28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

② 月単位の週休2日交替制

対象期間内の全ての月において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日率が28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。ただし、暦上の土曜日・日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日・日曜日の合計日数以上に休日確保を行っている場合に、4週8休以上を達成しているものとみなす。

③ 通期の週休2日交替制

対象期間内において、現場に従事した技術者及び技能労働者の平均休日率が、

28.5%以上となる休日確保を行ったと認められる状態をいう。

なお、降雨・降雪等による予定外の休日についても、休日を含めるものとする。

2) 対象期間

技術者及び技能労働者の従事期間をいう。

下請企業については施工体制台帳上の工期を基本とするが、技術者及び技能労働者の従事期間が1週間未満の場合は対象外とする。また、次に該当する期間は含まない。

- ① 夏季休暇3日間及び年末年始6日間
- ② 工場製作のみを実施している期間
- ③ 工事の全体を一時中止している期間
- ④ 発注者による緊急・応急的な指示により、現場作業を余儀なくされる期間

3) 休日

対象者が当該工事の現場作業（現場事務所での専務作業を含む）を24時間通して行っていない状態をいう。

4) 休日率

対象期間内の休日日数 ÷ 対象期間の日数

5) 平均休日率

対象者の休日率の合計 ÷ 対象者数

(実施手続)

第6条 受注者は、施工計画書提出前に「週休2日」工事の実施の意向について、初回打合せ簿により発注者と協議し、実施の有無を決定する。

2 受注者は、施工計画書提出時に、週休2日の休日取得計画を記載した「休日取得計画実績表（一般土木工事）【完全週休2日】（別紙1参照）」を発注者に提出する。

月単位の週休2日工事に取り組む場合、「休日取得計画実績表（一般土木工事）【月単位・通期】（別紙2参照）」を再提出すること。

週休2日（交替制）工事に取り組む場合、対象となる技術者及び技能者各個人の、週休2日取得計画の確認できる休日取得計画実績表（任意様式）を提出すること。

3 受注者は、「週休2日」工事である旨を工事の標示施設に明示する。（別図参照）

4 受注者は、工事完了後に休日の取得実績を記載した「休日取得計画実績表」を完成図書に含めて発注者に提出する。また、発注者の指示により、休日の取得状況が確認できる資料等の提示を求められた際には提示する。

(費用の計上)

第7条 週休2日の取得に要する費用の計上はしないものとする。

(留意事項)

第8条 「週休2日」工事の実施に当たっては、以下の事項に留意することとする。

- (1) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、休日の前日等に休日中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (2) 発注者は、受注者からの協議等にはできる限り速やかに対応する。
- (3) 施工中における現場条件の変更等による工期延長は、従来 of 取扱いとする。
- (4) 資材搬入、交通誘導、調査業務及び運搬業務等の下請工事に該当しないものは現場での作業の対象としない。
- (5) 受発注者間のコミュニケーションを図ることにより、労働環境の改善に積極的に取り組み、完全週休2日が可能な環境づくりを推進すること。
- (6) 発注者は、書類の作成負担等を考慮し、新たな資料作成を求めない。

附 則

この要領は、令和2年8月1日から試行する。

この要領は、令和3年7月1日から試行する。

この要領は、令和6年4月1日から試行する。

この要領は、令和6年4月5日から試行する。

この要領は、令和7年8月29日から試行する。

この要領は、令和8年8月28日から施行する。